

第47回
定 時 総 会 資 料

日 時 : 2026年2月28日(土) 午後3時30分開始
場 所 : 茨城司法書士会館・Zoomミーティングルーム

茨城青年司法書士協議会

2025年度役員一覧

会 長 山野邊 義敏

副会長 眞壁 芳太郎

理 事 吉村 友紀（会計担当）

理 事 久松 伸一

理 事 諏訪 知子

理 事 渡邊 正人

理 事 前田 雅子

理 事 根本 香

理 事 桜井 亮平

理 事 山口 陽一

理 事 金子 梓

監 事 太田 亮介

監 事 宮部 正樹

第 4 7 回定時総会議事次第

1. 開会の言葉
2. 会長挨拶
3. 来賓挨拶
4. 議長選出
5. 議事録作成人並びに議事録署名人指名
6. 議 題
 - (1) 報告第 1 号 2 0 2 5 年度事業報告の件
 - (2) 議案第 1 号 2 0 2 5 年度決算報告承認の件
 - (3) 議案第 2 号 会則改正の件
 - (4) 議案第 3 号 役員改選の件
 - (5) 議案第 4 号 2 0 2 6 年度事業計画（案）承認の件
 - (6) 議案第 5 号 2 0 2 6 年度予算（案）承認の件
7. 閉会の言葉

2025年度総括

会長 山野邊 義敏

1. 概要

今年度当初に、青司協の主な機能は以下の3つだと思う、と会員メーリスや月報いばらきで申し上げた。

- ①司法書士同士が交流を深められる場であること（各種懇親会）
- ②司法書士が研鑽を深められる場であること（研修会）
- ③司法書士が職業上のスキルを活かして社会貢献できる場であること（各種相談会）

また、青司協は日常の業務から離れて活動をする場であるし、任意加入の団体なので、楽しさを感じられなければ続かないと思っている、とも申し上げた。上記の点を踏まえ、簡単ではあるが総括したい。

2. この一年で心がけたこと、取り入れたこと

- ①昨年3月開催の新人向け懇親会をきっかけに、新人の方を積極的に事業に誘い、青司協を体験してもらった。これは青司協という団体を次の世代につなげるためであった。
- ②研修会においては、実務で役立ちやすいテーマを扱ったり、会員同士の交流を図れる形式にしたりした。研修会であってもなるべく楽しく、かつ有益である事が重要であると考えたためである。また、楽しく感じられるためには、青司協に知り合いが多くいる事も重要であると考えたからである。
- ③懇親事業においては、今まで実施したことのない焚火イベントを開催した。これは、日々忙しい時間を過ごしているであろう会員やその家族がリラックスしながら楽しめる事業を提供したいと思ったからである。また、いままでにない新しさを感じられるイベントを提供したいという思いもあったからである。
- ③養育費相談会、生活保護相談会に参加する相談員に対して、青司協負担で弁当と飲み物を支給した。これは参加してくれる会員に対し、福利厚生から実施した。福利厚生というと硬い言葉になるが、要は、休日を割いて参加してくれる会員に対して、少しでもサービスを提供したいと考えたからである。

3. 各事業についての振り返り

(1) 各種懇親会

①新人向け懇親会

当時の本会研修部長であった根本大輝氏の提案により、昨年3月、本会新人研修会後に開催した。今年度は8名の新人さんに入会していただいたが、これは、本事業を開催したからであるといっても過言ではない。来年度以降も本会と連携して、継続的に開催していければと思う。

②秋季懇親事業

昨年度は県央地区で開催したため、今年度は県南地区での開催を検討した。いくつかの候補地はあったが、焚火をメインにする計画であったため、つくば市の筑波ふれあいの里で開催することにした。

焚火イベントは、バーベキューに比べて多くの備品が必要であるため、参加者において、当日備品を持ち寄っていただいた。

多くの方の協力なしには到底成り立たないイベントであった。あらためて参加者には感謝を申し上げたい。

③定時総会後及び研修会後の懇親会

定時総会後及び研修会後には、毎回懇親会を開催した。リラックスして楽しんでいただけるような雰囲気作りに気をつけたつもりである。

(2) 研修会

①茨城青司協単独の研修会

6月、12月の2回、研修会を開催した。

6月の研修会は諏訪知子会員による事例報告の他、行政書士の寺門正史先生に「行政書士の視点からみた登記実務」と題してご講義いただいた。実務に直結する貴重な講義であった。

12月の研修会は吉村友紀会員による事例報告の他、近年恒例となりつつあるグループディスカッションを実施した。会員同士の交流が図る事ができた点と他の司法書士の経験やメソッドを共有できた点で有意義な研修会であったと思う。

②千葉茨城合同研修会

8月には千葉青司協との合同研修会を開催した。千葉会とは主にラインと電

話でやり取りしたが、長年共催しているため開催までの流れはスムーズであった。

（３）各種相談会

①養育費相談会、生活保護相談会

８月に養育費相談会、１月に生活保護相談会を開催した。他県では相談員が集まらず開催を断念する事もあるようだが、茨城青司協においては有り難いことに両相談会ともに７名の相談員の参加があった。研修会と違い、参加者を集める大変さもあるが、司法書士が担う責務の一つとして、このようなプロボノ活動も次代に繋いでいきたいものである。

②市民法律教室＆無料相談会

昨年度は市民法律教室は開催せず、無料相談会のみで開催であったが、市民法律教室を開催することによるメリット（市民への啓発、講師を担当した会員にとって貴重な経験となる、その後の継続相談依頼がある等）もやはりあるため、二年ぶりに市民法律教室も併せて開催した。講師を担当した木元早雪会員は会場の選定、広報等についても非常に積極的に関与してくれた。また、当日参加してくれた会員は相談員として活躍してくれた。市民法律教室、相談会ともに成功裏に終えることが出来た。

４．最後に

会長に就任して以来、１の概要に記載した①②③の機能を青司協がフルに発揮できるように、また、楽しさを感じてもらえるように心を砕いてきたつもりである。ただ、自分の想いを実現してくれたのは、他でもない役員の皆さんである。また、青司協に入会して以来、様々な事を教えてくれ導いてくれた諸先輩方がいなければ今の私はいない。さらには、青司協会員の皆さん、茨城司法書士会、全青司の皆さんにも大変お世話になった。

この一年は、大変なときもあったが、多くの方に助けられ、とても楽しく、とても濃い一年を過ごすことが出来た。

関わっていただいた全ての方にこの場を借りて心からの感謝を申し上げます。

報告第1号

2025年度事業報告

年間事業報告（主催・共催）

2025年（令和7年）

- 2月22日（土） 総会前講演会(茨城司法書士会館)
〃 定時総会(茨城司法書士会館)
- 3月 1日（土） 全青司とやま全国大会(富山市)
3月 2日（日） 全青司定時総会(富山市)
3月 8日（土） 新人向け懇親会(水戸市・創作料理維新)
3月16日（日） 法律教室(那珂市・児童養護施設チルドレンズ・ホーム)
3月18日（火） 第1回役員会(Zoom)
4月12日（土） 第1回全青司代表者会議(千葉市)
13日（日） 〃
- 4月22日（火） 第2回役員会(Zoom)
6月 3日（火） 第3回役員会(Zoom)
6月28日（土） 令和7年度第1回研修会(茨城司法書士会館)
7月 8日（火） 第4回役員会(Zoom)
7月19日（土） 第2回全青司代表者会議(金沢市)
20日（日） 〃
- 8月 6日（水） 第5回役員会(Zoom)
8月 9日（土） 千葉茨城合同研修会(土浦市・亀城プラザ)
8月30日（土） 全国一斉子どものための養育費相談会(茨城司法書士会館)
(全青司及び茨城司法書士会と共催)
9月 9日（火） 第6回役員会(Zoom)
9月13日（土） 全青司札幌全国研修会(札幌市)
14日（日） 〃
- 10月 7日（火） 第7回役員会(Zoom)
10月18日（土） 第3回全青司代表者会議(新潟市)
19日（日） 〃
- 10月25日（土） 関東ブロック青年司法書士フォーラム
(東京・市ヶ谷 TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター)
11月 1日（土） 懇親事業(つくば市・筑波ふれあいの里)
2日（日） 〃

- 11月 6日(木) 第8回役員会(Zoom)
11月22日(土) 市民法律教室&無料相談会(阿見町・中央公民館)
12月 9日(火) 第9回役員会(Zoom)
12月13日(土) 令和7年度第2回研修会(茨城司法書士会館)
2026年(令和8年)
1月15日(木) 第10回役員会(Zoom)
1月17日(土) 第4回全青司代表者会議(京都市)
18日(日) //
- 1月25日(日) 全国一斉生活保護相談会(茨城司法書士会館)
(全青司及び茨城司法書士会と共催)

研修事業報告

1. 総会前講演会

- 2月22日(土) 茨城司法書士会館／Zoom
「こども食堂の運営について」鹿嶋市食育クラブわかば
会長 日向寺恵美氏

2. 第1回研修会

- 6月28日(土) 茨城司法書士会館／Zoom
第一部 事例報告「抵当権抹消のための清算人選任」
講師：諏訪知子会員
第二部 「行政書士の視点からみた登記実務」
講師：行政書士 平塚正史氏

3. 千葉茨城合同研修会

- 8月9日(土) 土浦市・亀城プラザ
第一部 「証明書偽造を見破る術」
講師：株式会社ベルコンピューターシステム
代表取締役 高尾周太郎氏
第二部 「夫婦別姓、男女共同参画社会への展望」
講師：全国司法書士女性会
会長 鵜川智子氏

4. 第2回研修会

- 12月13日(土) 茨城司法書士会館／Zoom
第一部 事例報告「貸金請求事件における労働基準法との関連性」
「遺産承継業務 相続人による遺産の使い込み発覚!？」
講師：吉村友紀会員

第二部 ワールドカフェ形式によるグループディスカッション
「明日から役立つ！司法書士力向上意見交換会！！」
テーマ①事務所運営等②実務トラブル等

相談事業・法律教室事業報告

1. 児童養護施設での法律教室
3月16日（日）児童養護施設チルドレンズ・ホーム
講師：久松伸一会員・諏訪知子会員
2. 全国一斉子どものための養育費相談会（電話相談）
（共催：全青司 茨城司法書士会）
8月30日（土）茨城司法書士会館
3. 市民法律教室&無料相談会
11月22日（土）阿見町中央公民館
市民法律教室講師：木元早雪会員
4. 全国一斉生活保護相談会（電話相談）
（共催：全青司 茨城司法書士会）
令和8年1月25日（日）茨城司法書士会館

親睦活動報告

1. 新人向け懇親会
3月8日（土）水戸市・創作料理維新
2. 懇親会（定時総会及び研修会後に開催）
2月22日（土）、6月28日（土）、8月9日（土）、12月13日（土）
の4回開催
3. 懇親事業
11月1日（土）・2日（日）つくば市・筑波ふれあいの里

その他の事業報告

1. 全青司の開催する事業を会員に周知、参加を促進
2. 「青司協便り」を2025年11月に発行
3. 茨城青司協ホームページ及び Facebook ページの運営
4. オープンチャット「LINE何でも相談」の運営

以上

2025 年度収支決算書

上記について別紙のとおり監事の意見を添えて本総会の承認を求める。

(2025年2月1日～2026年1月31日)

収入合計	6,310,124	円
支出合計	2,414,340	円
差引残高	3,895,784	円

収入の部

項目	予算額	決算額	比較増減	備考
会費	2,370,000	2,370,000	0	30,000円×78名（未納0名） 15,000円×2名
雑収入	50,000	204,061	154,061	祝金・助成金・利息等 滞納会費の回収
繰越金	3,736,063	3,736,063	0	
合計	6,156,063	6,310,124	154,061	

支出の部

款	項目	予算額	決算額	比較増減	備考
事業費	研修会費	600,000	146,538	△ 453,462	講師謝礼金・会場費 等
	相談事業費	100,000	178,343	78,343	全国一斉相談会等の広報費
	市民法律教室	200,000	196,296	△ 3,704	会場費、広報費、相談員日当、相談員交通費 等
	児童養護施設等法律教室	150,000	12,960	△ 137,040	広報費・講師日当・交通費等
	災害関連事業費	50,000	0	△ 50,000	関連事業参加補助
	親睦会費	300,000	198,698	△ 101,302	懇親会費補助、親睦事業補助
	広報費	200,000	58,960	△ 141,040	青司協便り発行費、HP管理費
	雑費	100,000	0	△ 100,000	計上なし
	小計	1,700,000	791,795	△ 908,205	
事務費	通信費	60,000	430	△ 59,570	役員通信費、切手代等
	印刷費	80,000	60,805	△ 19,195	総会資料印刷代等
	消耗品費	80,000	110	△ 79,890	事務用品、会長備品、会計備品
	支払手数料	30,000	14,300	△ 15,700	振込手数料
	会議費	250,000	177,304	△ 72,696	会場費、Zoom契約料、役員手当（15,000円×10人）等
	渉外費	800,000	290,696	△ 509,304	代表者会議参加補助（交通宿泊費）、全国大会・研修会等参加助成金
	慶弔費	50,000	15,000	△ 35,000	香典等
	雑費	50,000	9,900	△ 40,100	インターネットバンキング手数料
	小計	1,400,000	568,545	△ 831,455	
	全青司会費	948,000	954,000	6,000	詳細は下記のとおり
関ブロ基金積立金		100,000	100,000		
予備費		2,008,063	0	△ 500,000	
合計		6,156,063	2,414,340	△ 3,741,723	
※全青司会費内訳：		会員12,000円×79名 特別会員6,000円×1名			

意見書

2025年度茨城青年司法書士協議会収支決算について予算額、収入金額、支払済金額を証票書類、帳簿等と照査の結果、計数については正確であり、予算の執行についても適正であることを認める。

2026年2月12日

監事

太田 亮介



監事

宮部 正樹



議案第 2 号

茨城青年司法書士協議会会則改正（変更）案 承認の件

茨城青年司法書士協議会会則の条文を変更及び新設したいので、承認を求める。

また、字句の修正については会長に一任する旨の承認も求める。

【変更の概要】

会計年度を、「毎年 1 月 1 日から 1 2 月末日まで」とすること。

【変更の目的】

当会会員は、入会 2 年目以降、全国青年司法書士協議会の会員として名簿登録をする。

全国青年司法書士協議会の会費負担の基準日は、毎年 1 月 1 日に登録されている会員である。一方で、当会の会費負担の基準日は 2 月 1 日である。

この状況において、当会会員が 1 月 1 日から 1 月 3 1 日の間に当会を退会した場合、当会会員に当会の会費負担は発生しないものの、全国青年司法書士協議会の会費負担が発生し、その費用負担について、退会した会員との間で問題が生じる可能性がある。

今回、当会の会計年度を 1 月 1 日開始とすることで、当会の会費発生の基準日と全国青年司法書士協議会の基準日が同一日となることから、会費負担の問題が解決する。

また、全国青年司法書士協議会の名簿提出と当会会員の名簿整理を同時に行うことができ、退会があった場合の処理も簡便となる。

さらに、1 2 月末日が年度末となることで、例年 2 月に開催される定時総会に向け余裕をもって準備ができる。

【会則変更案】

【旧】

(事業年度)

第21 条 本会の事業年度は、毎年2月1日に始まり、翌年1月31日に終わ
る。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は平成27年2月14日から施行する。
- 2 この会則は令和4年12月3日から施行する。(令和4年12月3日改正)
- 3 この会則は令和7年2月22日から施行する。(令和7年2月22日改正)

【新】

(事業年度)

第21 条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、当年12月31日に終わ
る。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は平成27年2月14日から施行する。
- 2 この会則は令和4年12月3日から施行する。(令和4年12月3日改正)
- 3 この会則は令和7年2月22日から施行する。(令和7年2月22日改正)
- 4 この会則は令和8年2月28日から施行する。(令和8年2月28日改正)
(令和8年度・会計年度の特例)
 - 1 令和8年度の会計年度は、第21条に関わらず、令和8年2月1日から令和8年12月31日限りとする。

【参考資料】 令和8年2月6日ファックス通信（意見募集の回答）

1. 【意見】 会員1名

（1）【要旨】

役員任期が1年の組織体において、執行部（主に会長）が代々引き継ぐ運用方法には限界が生じる。会計年度変更のみで全ての解決はできないが、「誰にも分かりやすく透明性のある組織運営」としての一步目として、大変意義のある改正と考える。

単位青年会と全青司は親子会社の関係ではなく、事業年度がフィックスしないことが当然の前提である。

そのため、会費負担の基準日がずれることによって生じる全青司会費の納付については、全青司の会費・会報購読料 納入規程・第4条第2項を根拠として、単位青年会退会者の全青司会費については、単位青年会が単位青年会退会会員に直接請求するのではなく、全青司が単位青年会退会会員に直接請求するように求めることはできないのか。全青司が各単位会からの申し出により会員に対して直接徴収することもできる「特別な事情」とはどのような場合か。

（2）【関連規定】

会費・会報購読料 納入規程（全国青年司法書士協議会）

（会費・会報購読料の納入方法）

第4条 会費及び会報購読料は、単位青年司法書士会ごとに取りまとめの上、一括して納入する。

2 前項につき、特別な事情がある場合には、各単位青年司法書士会からの申し出により、当会から直接徴収することもできる。

3 単位青年司法書士会の存しない地域の会員の会費及び会報購読料については、当会から直接徴収する。

（3）【回答】

「特別な事情」とはどのような場合か、全青司事務局に意見照会をしたところ、以下の回答があった。

過去に「特別な事情」に該当するとしたケースは以下のような場合であった。

①単位青年会が解散等で無くなってしまう場合

②単位青年会の規程等の事情により当協議会への継続加入ができず、
本人が当協議会への継続加入を希望した場合

なお、全青司の加藤圭会長からもこの件について口頭で説明があった。「全青司が会員に対して全青司会費の直接徴収を広く行うことは、マンパワーの関係で難しく、全青司会費の値上げにもつながりかねない。全青司と単位会は縦の関係ではなく、会費徴収についてご負担をおかけしているが、何卒ご理解ご協力をお願いしたい。」ということであった。

上記回答および諸般の事情から、茨城青司協としては、会費負担の基準日が増えることによって生じる全青司会費の納付については、上述の「特別の事情」にはあたらないと理解し、全青司が単位青年会退会会員に直接請求するように求めることはできないものと判断した。

2. 【その他の意見】

- ・賛成する（会員4名）

2026年度事業計画案

1. 研修会等の開催

- (1) 基本的・応用的な業務に関する研修会・情報交換会の開催
- (2) LINEアプリ等を利用した実務等の相談・情報交換の場の提供
- (3) 他会との共同開催による研修会等の実施

2. 無料法律相談会・市民法律教室

- (1) 地域貢献及び会員の資質向上を目的とした身近な法律問題に関する講演会の開催
- (2) 上記講演会と合わせた無料法律相談会の開催

3. 子ども・若者の権利擁護に関する活動

児童養護施設・茨城朝鮮学校等での法律教室の開催・施設職員等との情報交換

4. 各種社会問題等に対する取り組み

- (1) 養育費・生活保護などに関する無料電話相談会の開催
- (2) 上記相談会開催に向けた研修会、勉強会の開催

5. 災害被災者に対する支援

大規模災害被災者に対する支援活動

6. 広報活動

- (1) ホームページの運営及びFacebook等のSNSを活用した内外への情報発信
- (2) メーリングリストでの事業報告および会報誌「青司協便り」の発信
- (3) 新人登録者だけではなく中堅、ベテラン本会会員に向けた勧誘活動

7. 親睦活動

- (1) 研修会後の懇親会開催など、会員同士の交流の場の提供
- (2) その他、各種親睦事業の開催

8. 全青司活動への参加・協力

- (1) 全国大会、全国研修会、ブロック研修会等への参加
- (2) 代表者会議及び役員会への参加

2 0 2 6 年度予算承認の件

上記について下記のとおり本総会の承認を求める。

記

1. 2 0 2 6 年度収入及び支出の総額は、それぞれ
金 6,294,784 円とする（明細別紙のとおり）。
2. 予算に過不足が生じたときは、同一款内の各項目間の
流用ができるものとする。

2026年度収支予算案

(2026年2月1日～2026年12月31日)

収入の部

項目	前年度	今年度	比較増減	備考
会費	2,352,000	2,349,000	△ 3,000	30,000円×74名 15,000円×7名 12,000円×2名
雑収入	50,000	50,000	0	祝金・助成金・利息等
繰越金	3,839,535	3,895,784	56,249	
合計	6,241,535	6,294,784	53,249	

支出の部

款	項目	前年度	今年度	比較増減	備考
事業費	研修会費	600,000	450,000	△ 150,000	講師謝礼金・会場費等
	相談事業費	100,000	300,000	200,000	全国一斉相談会等の広報費（本年度は養育費相談会2回実施予定）
	市民法律教室	200,000	300,000	100,000	会場費、広報費、講師日当・相談員日当
	児童養護施設等法律教室	150,000	150,000	0	広報費、講師日当
	災害関連事業費	50,000	50,000	0	関連事業参加補助
	親睦会費	300,000	250,000	△ 50,000	懇親会費補助、親睦事業補助
	広報費	200,000	150,000	△ 50,000	青司協便り発行費、HP管理費
	関ブロ協賛金	0	10,000	10,000	関東ブロック運営資金格差のため。令和7年度関東ブロック担当者の申し合わせ事項による
	雑費	100,000	100,000	0	
	小計	1,700,000	1,760,000	60,000	
事務費	通信費	60,000	60,000	0	役員通信費、切手代等
	印刷費	80,000	80,000	0	総会資料印刷代
	消耗品費	80,000	80,000	0	事務用品等
	支払手数料	30,000	40,000	10,000	振込手数料、インターネットバンキング手数料
	会議費	250,000	250,000	0	会場費、Zoom契約料、役員手当(1万5千円×11人)
	渉外費	800,000	700,000	△ 100,000	代表者会議参加補助、全国大会・研修会等参加助成金
	慶弔費	50,000	50,000	0	
	雑費	50,000	50,000	0	
	小計	1,400,000	1,310,000	△ 90,000	
	全青司会費	948,000	984,000	36,000	会員12000円×81名 特別会員6000円×2名
	関ブロ基金積立金	100,000	100,000	0	
	予備費	2,008,063	2,140,784	132,721	
	合計	6,156,063	6,294,784	138,721	

茨城青年司法書士協議会 会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、茨城青年司法書士協議会と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、会長の事務所に置く。

(目的)

第3条 本会は、青年司法書士会員相互の緊密な結合により司法書士の進歩発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦
- (2) 業務の研究改善・関連法規の研究・発表
- (3) 研修会の開催
- (4) 友好団体等との交流
- (5) その他本会の目的達成のために必要な事業

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会は、正会員及び準会員（以下、「会員」という。）をもって組織する。

(会員資格)

第6条 下記の者は、本会の会員資格を有する。

- (1) 司法書士登録をしている者
- (2) 司法書士の資格を有する者

(正会員及び準会員)

第7条 会員資格を有する者で、本会の目的に賛同し、入会の申込みをした者で、役員会が承認した者を会員とする。

- 2 会員のうち、会計年度2年目以降の者を正会員とし、会計年度初年度の者を準会員とする。

(退会)

第8条 本会を退会しようとする者は、その旨を会長に届けなければならない。

- 2 年度途中の退会であっても、会費は返還しない。

(除名)

第9条 役員会は、正当な事由なく会費を納入しない会員は、その決議により除名することができる。

- 2 役員会において会員として不適当と認めた者は、総会の決議により除名することができる。
- 3 年度途中の除名であっても、会費は返還しない。

第3章 会の機関

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理 事 5名以上10名以内（内1名会計担当を兼ねる。）
- (4) 監 事 2名以内

(役員を選任及び任期)

第11条 役員は総会において、司法書士登録後15年以内の会員の中から選任し、その任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

(役員の職務)

第12条 第10条に定める役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、本会の業務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、会の経理を処理する。
- (4) 理事は会務を処理する。
- (5) 監事は会計を監査する。

第4章 役員会

(役員会)

第13条 役員会は、会長、副会長及び理事で組織し、会長が招集する。

(役員会の決議)

第14条 本会の業務執行は、役員会の決するところによる。

- 2 役員会は会長が議長となり、出席者の過半数で議決する。
- 3 可否同数の時は、議長が決する。

(役員会の決議事項)

第15条 次に掲げる事項は役員会の決議を経なければならない。

- (1) 事業計画に関する事項。
- (2) 総会に附議すべき事項。
- (3) 前各号に掲げるもののほか業務の執行に関する事項。

第5章 総会

(総会)

第16条 本会の総会は、定時総会と臨時総会とし、定時総会は毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じ、会長がこれを招集する。

(総会の議決事項)

第17条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 役員会において、総会に附議すべきと決議した事項。
- (2) 会則の変更に関する事項。
- (3) 収支決算事項。
- (4) 正会員、準会員の除名

(議決の要件)

第18条 総会の決議は、出席会員（準会員を除く）の過半数で決する。但し、可否同数のときは議長が決する。

- 2 前項の出席方法として、会員が総会の開催場所となる会場（以下、「総会会場」とする）へ直接出席する方法の他、総会会場と会員間の情報伝達における双方向性及び即時性が確保されたWeb会議システム（以下、「Web会議システム」とする）の利用により出席する方法も認めることができる。
- 3 Web会議システムの利用による出席の可否及び利用するWeb会議システムの種別は、役員会が決定する。
- 4 Web会議システムの利用による出席を認める場合、採決等議事運営の具体的方法は、役員会が決定する。

(議決権)

第19条 正会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第20条 総会の議長は、総会で選任する。

第6章 会 計

(事業年度)

第21条 本会の事業年度は、毎年2月1日に始まり、翌年1月31日に終わる。

(経費)

第22条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収支をもってあてる。但し、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

(会費)

第23条 会員は、会員の種別に従い次の会費を役員会で定める期日までに全額一括して納付しなければならない。

- (1) 正会員2年目以降 年額 30,000 円
- (2) 正会員1年目 年額 15,000 円
- (3) 準会員 無料

(慶弔)

第24条 会員の福祉を目的とし、相互扶助の精神に基づき、役員会の決議により定める慶弔規定に基づき、慶弔金等を支出することができる。

(出産による会費免除等)

第25条 妊娠出産する会員については、役員会の決議により定める出産による会費免除等に関する規定に基づき、会費の免除等を行うことができる。

(関東ブロック研修会運営基金)

第26条 本会は、全青司関東ブロック研修会（以下、「関ブロ研修会」という）の主管を務める際の運営資金の確保を目的とし、関ブロ研修会運営基金（以下、「本基金」という。）を設置し、基金を拠出することができる。

- 2 本基金に関する取り扱いについては、役員会の決議により定める関東ブロック研修会運営基金取扱規程に基づき運用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は平成27年2月14日から施行する。
- 2 この会則は令和4年12月3日から施行する。(令和4年12月3日改正)
- 3 この会則は令和7年2月22日から施行する。(令和7年2月22日改正)

茨城青年司法書士協議会慶弔規定

（目的）

第1条 この規定は、会則24条に基づき、茨城青年司法書士協議会の慶弔金の支給に関して定める。

（支給の範囲）

第2条 慶弔金を支給する場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- （1）会員の死亡（弔慰金） 金1万円
 - （2）会員の配偶者又は第一親等の親族の死亡（弔慰金） 金5,000円
 - （3）その他、役員会において必要と認められたとき
- 2 慶弔金の支給と共に祝電若しくは弔電を送ることができる。

（支出の方法）

第3条 慶弔金は、本規定に基づき会長及び副会長の合意により支出することができる。但し、直近の役員会において当該支出について承認を受けなければならない。

（規定の改廃）

第4条 本規定の改廃は、役員会の決議により行う。

附則

（施行期日）

第1条 この規定は、2015年2月14日から施行する。

茨城青年司法書士協議会 出産による会費免除等に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、会則25条に基づき、妊娠し出産する会員（以下、単に「会員」という。）の会費を免除または既に納入済みの場合は還付（以下、「免除等」という。）をすることにより、会員が退会することなく安心して出産し、かつ、妊娠・出産を経ることによっても必要な情報から隔離されることなく速やかに司法書士業務への復帰を遂げることができるよう支援することを目的とする。

(免除等をする会費)

第2条 免除等をする会費は、本会の会費から全国青年司法書士協議会の会費を差し引いた金額とする。

(会費免除等の実施)

第3条 会員からの申し出により、役員会の決定で、当該申請があった日の属する年度の会費に限り、免除等をする手続きを行う。

2 当該申請は、会員が市区町村より母子健康手帳の交付を受けた時から、出産予定日より1年間を経過するまでの間において行うことができるものとし、また、申請期間が複数年度にまたがる場合においても、1回の妊娠において1回の申請を限度とする。

3 当該申請の時にすでに退会している者に対しては、免除等をする手続きは行わない。

(規定の改廃)

第4条 本規定の改廃は、役員会の決議により行う。

附則

(施行期日)

第1条 この規定は、2015年2月14日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規定は、2015年2月1日以降に申請可能会員等に対して適用する。

茨城青年司法書士協議会 会員名簿

2026年2月20日現在

No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名
1	川又 猛	31	川又 晋	61	富山 純
2	野原 達男	32	松井 智彦	62	橋本 啓司
3	宮本 衛市	33	森島 和彦	63	早川 有洋
4	田部井 恵子	34	関 裕一郎	64	眞壁 芳太郎
5	山名 一夫	35	宮部 正樹	65	金子 梓
6	児玉 卓郎	36	松井 直	66	前田 雅子
7	長谷川 清	37	石井 友佳	67	渡邊 正人
8	藤井 里美	38	後藤 一誠	68	安恵 義和
9	武藤 徹	39	諏訪 知子	69	木元 早雪
10	大山 和美	40	山本 真理子	70	根本 香
11	立川 成一	41	伊藤 拓也	71	桜井 亮平
12	篠塚 健司	42	鈴木 潤	72	石 光
13	塚本 由美	43	須藤 勇樹	73	沼田 哲郎
14	鈴木 伸洋	44	久松 伸一	74	赤羽 祐樹
15	下山 竜二	45	太田 亮介	75	永山 透
16	竹内 淳	46	市ノ澤 創	76	村井 綾香
17	仁平 由香	47	荒井 秀喜	77	坪田 和之伸
18	岩田 哲孝	48	矢野 光輝	78	室田 康晴
19	黒澤 竜太	49	塙 一樹	79	飯原 望
20	永井 功一	50	山野邊 義敏	80	野口 栄
21	飯村 忠	51	近藤 有哉	81	芳賀 光
22	竹内 孝行	52	大柳 幸人	82	今川 以美子
23	須藤 孝	53	海老澤 慶秀		
24	平岡 佳代	54	三宅 風太		
25	橋本 亮	55	根本 泰河		
26	土田 七百人	56	吉村 友紀		
27	宮口 明子	57	山口 陽一		
28	荘原 直輝	58	磯崎 益美		
29	田中 麻衣子	59	高木 豊美		
30	大塚 学	60	三田村 哲		